

## 平成23年度 保育所入所児童の募集

### 入所できる児童

児童の保護者（同居の親族及びその他の同居者を含む）のいずれもが仕事、病気、出産、病人の看護などのため、日中家庭で保育ができない児童。

**応募方法** 総合福祉課・各保育所にある申込用紙に必要事項を記入し、提出してください。

**募集期間** 11月1日（月）～11月22日（月）

**保育料** 平成22年分所得税額などにより、新年度に決定します。  
詳しくは、総合福祉課へ問い合わせ下さい。

### 保育所の概要・定員

保育所名	定員	乳幼児	受入年齢		開所時間		連絡先
			月～金曜日	土曜日	月～金曜日	土曜日	
ふたば保育所	90人	1歳から	7:30～18:00	7:30～12:30	68-2078		
あさひ保育所	45人	1歳から	7:30～18:00	7:30～12:30	68-2076		
こしき保育所	120人	生後3ヶ月から	7:30～19:00 (乳児は、18:00まで)	7:30～18:00 (乳児は、12:30まで)	68-2122		
溝口保育所	120人	生後3ヶ月から	7:30～19:00 (乳児は、18:00まで)	7:30～18:00 (乳児は、12:30まで)	62-1317		
二部保育所	45人	1歳から	7:30～18:00	7:30～12:30	62-7179		

- ・こしき・溝口保育所の延長保育（18:00～19:00）には、保育料とは別に延長保育料が必要です。
- ・乳児保育の対象者（0歳児）については、保育時間が異なりますので、ご注意ください。
- ・定員については、継続児を含みます。

### 年度途中の入所を予定されている方へ 募集期間内にご相談を

来年度の途中から入所を希望される方も、募集期間内にご相談ください。  
年度途中の入所も随時受け付けますが、年度途中に申し込まれた場合、希望に添えないことがあります。

【問い合わせ・申込み先】各保育所 または総合福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

## 平成23年度 放課後児童クラブ利用者の募集

**利用できる児童** 小学校1年生から3年生までの児童で、その保護者が仕事などにより昼間家庭にいない児童

**応募方法** 申込用紙に必要事項を記入し、総合福祉課またはなのはな生活課に提出してください。申込用紙は、提出先にあります。

**募集期間** 11月1日（月）～11月26日（金）

**利用料** 月額3,000円 ※保険料が別途必要です。

### 児童クラブの概要

(1) 開所場所と定員

クラブ名	場所	定員
岸本放課後児童クラブ	岸本小学校内	50名
溝口放課後児童クラブ	伯耆町青年の家	35名
八郷放課後児童クラブ	旧あさひ保育所	20名

(2) 開所日および開所時間

月～金曜日	放課後～18:00まで (学校給食のない日は、弁当が必要です。)
土曜日、長期休業中 (春、夏、冬休み)	8:00～18:00 (弁当が必要です。)



【問い合わせ先】総合福祉課 福祉支援室 ☎68-5534



広報ほうき  
おしらせ 11月号

## 11月は児童虐待防止推進月間です!

児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害です。子どもの心身の成長や人格の形成に深刻な影響を与えるだけでなく、次の世代に引き継がれるおそれもあります。

### ●児童虐待は4つに分類されます

#### 身体的虐待

殴る・蹴る・たばこの火を押し付ける・戸外に締め出す など  
※生命に危険がおよぶ恐れがあります

#### 性的虐待

子どもへの性交・性的暴行・ポルノグラフィの被写体に強要する など

#### ネグレクト

適切な食事を与えない・極端に不潔な環境の中で生活させる・重大な病気やけがをしても、病院に連れて行かない など  
※保護者としての監護を著しく怠っていること

#### 心理的虐待

言葉で怖がらせる・脅迫する・他の兄弟と著しく差別的な扱いをする・子どもの前で配偶者などに暴力をふるう など

### ●「虐待」と「しつけ」はどう違うの?

「しつけ」とは、基本的な生活習慣や社会のルール、マナーなど、生きていくために必要なことを子どもが身につけられるよう、繰り返し働きかけること。暴力・暴言で子どもを追いつめ、保護者に従わせることはありません。虐待かどうかは、子どもにとって有害かどうかで判断します。たとえ保護者がしつけのつもりでも、その行為が子どもの心身を傷つけ、健全な成長を妨げるものであれば、それは「虐待」なのです。

### ●「おかしいな」「もしかしたら虐待?」と気付いたら、ためらわずに相談(通告)を!

虐待は、発見や対応が遅れば深刻な事態になるおそれがあります。虐待している保護者はもちろん、虐待されている子どもも自ら助けを求めることはなかなか出来ません。表面化しにくい虐待をくい止めるためには、周囲のみなさんの「気付き」がとても大切です。

児童虐待防止法では、「児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに通告しなければならない」と定められています。

「相談(通告)したのが自分だと知られたら困る。」「虐待でなかったら(間違っていたら)悪いな・・・。」などの心配から相談(通告)することをためらっていませんか?

相談(通告)をした人やその内容が知られる心配はありませんし、間違っていたからといって責められることはありません。虐待に気付いたら安心して次の窓口にご相談ください。

【相談・通告窓口】総合福祉課 福祉支援室 ☎68-5534  
米子児童相談所 ☎33-1471  
※夜間・休日にも担当者に取り次ぎます